

議第125号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成29年11月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		3,618,000円
事 故 の 概 要	種 別	都市公園内の樹木の根の越境による塀の破損事故
	発 生 年 月 日	平成29年 6 月12日
	被 害 者	京都市伏見区東組町698番地の1 パークテラス桃山管理組合
	損 害 の 程 度	塀の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。